

令和4年9月1日

学校法人山内学園 女性活躍推進法に基づく「行動計画」

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年9月1日～令和9年8月31日

2. 内容

【現 状】

現在の有給休暇の取得率の平均は48%であり、一番低い部署は39%である。

【目 標】

一番取得率の低いセクションでも50%を越えられるように有給の情報管理や周知を行う。

教職員が年次有給休暇を少しでも取りやすくするために、取得しやすい環境づくりを行う。

【対 策】

有給休暇を取りやすいように一斉休業日等を設ける。